

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を
改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令案要綱

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六十七条の規定に基づき、改正法の施行に必要な経過措置を定めるこの政令を制定することとする。

- 1．改正法附則第二条第一項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の規定の適用については、同法中「金融再生委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令」とあるのは「内閣府令」と、「大蔵大臣」とあるのは「財務大臣」と、「金融再生委員会規則」とあるのは「政令」とすることとする。
- 2．この政令は、中央省庁等改革関係法施行法の施行の日（平成13年1月6日）から施行することとする。
(附則関係)